

## 第30回 茨本市新型コロナウイルス対策本部会議

◇ 日 時 令和3年5月7日(金曜日)  
午後7時00分から

◇ 場 所 南館8階 特別会議室

---

### 《次 第》

1 開 会

2 案 件

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等  
について

(2) その他

3 閉 会

---

令和3年5月7日  
茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等について

標記について、大阪府から令和3年5月7日付け災対第1486号で示された「緊急事態措置に基づく要請」等を踏まえ、下記のとおり決定します。

### 記

- 1 市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会について
  - (1) 期 間：5月12日～5月31日
  - (2) 対 応：原則、延期及び中止します。
  - (3) その他
    - ①詳細については、市ホームページ等に掲載、周知します。
    - ②市主催の事業で中止したイベント参加料は参加予定者に全額返金します。  
なお、市が財政的支援等を行っている共催事業は、これに準ずる方向で共催者と調整します。
- 2 公共施設等について
  - (1) 期 間：5月12日～5月31日
  - (2) 対 応：原則、休館します。
  - (3) その他
    - ①詳細については、別添のとおり
    - ②当該休館措置に伴うキャンセルは利用料を還付します。
- 3 参考資料  
令和3年5月7日付け災対第1486号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて」

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		4/25 ～5/11 (前回)	対策等	5/12 ～5/31	対策等
庁舎・出張所	本庁・合同庁舎	△	南館1階「情報ルーム」は使用不可。	△	南館1階「情報ルーム」は使用不可。
	北辰出張所	○		○	
斎場		○	座席数を減らすなどの3密対策を講じて開場。	○	座席数を減らすなどの3密対策を講じて開場。
福祉文化会館（オークシアター）		×	貸室予約受付は実施。	×	貸室予約受付は実施。
市民総合センター（クリエイトセンター）		×			
教育センター		×	相談業務については、運用マニュアル等に基づいた感染予防対策を徹底した上で行う。	×	相談業務については、運用マニュアル等に基づいた感染予防対策を徹底した上で行う。
消費生活センター		○		○	
市民活動センター		×	貸室予約受付・相談業務は実施。	×	貸室予約受付・相談業務は実施。
男女共生センターローズWAM		×	貸室予約受付・相談業務（ユースプラザ事業含む）は実施。	×	貸室予約受付・相談業務（ユースプラザ事業含む）は実施。
生涯学習センターきらめき		×	貸室予約受付は実施。	×	貸室予約受付は実施。
保健	保健医療センター	○	感染症予防対策を徹底する。	○	感染症予防対策を徹底する。
	こども健康センター	○			
東保健福祉センター		○	感染症予防対策を徹底した上で事業を実施する。	○	感染症予防対策を徹底した上で事業を実施する。
高齢者福祉	高齢者活動支援センターシニアプラザいばらき	×	休館とする。	×	休館とする。
	福井多世代交流センター	×			
	葦原多世代交流センター	×			
	沢池多世代交流センター	×			
	西河原多世代交流センター	×			
	南茨木多世代交流センター	×			
	いきいき交流広場	×		休所とする。	
	コミュニティデイハウス	×	閉所とする。	×	閉所とする。
	街かどデイハウス	×			
障害者（児）福祉	障害福祉センターハートフル	△	貸室は、閉館。生活介護等事業は、感染予防に留意しながら実施	△	貸室は、閉館。生活介護等事業は、感染予防に留意しながら実施
	障害者就労支援センターかしの木園	○	感染予防に留意しながら事業を実施	○	感染予防に留意しながら事業を実施
	障害者生活支援センターともしび園	○			
	あけぼの学園	○	通園バスは自主登降園の協力を呼びかけ。	○	通園バスは自主登降園の協力を呼びかけ。
	すくすく親子教室	○	親子ひろばは中止。 見学・入所受付等は感染症対策を講じたうえで実施。	○	親子ひろばは中止。 見学・入所受付等は感染症対策を講じたうえで実施。
子育て支援	子育て支援総合センター	△	親子交流の場、一時預りは休止 相談業務、こんには赤ちゃん訪問等は感染予防対策及び相談者等の状況を確認の上継続	△	親子交流の場、一時預りは休止 相談業務、こんには赤ちゃん訪問等は感染予防対策及び相談者等の状況を確認の上継続
	子育てすこやかセンター	△	親子交流の場、就労等以外の一時預りは休止	△	親子交流の場、就労等以外の一時預りは休止

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		4/25 ～5/11 (前週)	対策等	5/12 ～5/31	対策等
体育館	市民体育館	×	予約受付は実施。	×	予約受付は実施。
	福井市民体育館	×		×	
	南市民体育館	×		×	
	東市民体育館	×	予約受付は実施。	×	予約受付は実施。
プール	西河原市民プール	×		×	
	中条市民プール	×	休業中（オフシーズン）	×	休業中（オフシーズン）
	五十鈴市民プール	×		×	
運動広場・グラウンド・庭 球場等	東雲運動広場グラウンド	×	施設の貸出しはしません。緊急事態宣言期間中、市民の皆さまの健康維持のため、9時～17時の間、施設を開放します。	×	施設の貸出しはしません。緊急事態宣言期間中、市民の皆さまの健康維持のため、9時～17時の間、施設を開放します。
	春日丘運動広場グラウンド	×		×	
	若園運動広場グラウンド	×		×	
	福井運動広場グラウンド	×		×	
	桑原運動広場グラウンド	×		×	
	桑原運動広場フットサル場	×		×	
	桑原ふれあい運動広場	×	×	施設の貸出しはしません。緊急事態宣言期間中、市民の皆さまの健康維持のため、9時～17時の間、施設を開放します。	
	中央公園北グラウンド	×	×		
	中央公園南グラウンド	×	×		
	鳥3号公園大グラウンド	×	×		
	鳥3号公園小グラウンド	×	×		
	西河原公園北グラウンド	×	×		
	西河原公園南グラウンド	×	×		
	若園公園グラウンド	×	×		
	水尾公園グラウンド	×	×		
	沢良宜公園グラウンド	×	×		
	忍頂寺スポーツ公園グラウンド	×	×		
	東雲運動広場庭球場	×	×		
	春日丘運動広場庭球場	×	×		
	福井運動広場庭球場	×	×		
	桑原運動広場庭球場	×	×		
	若園公園庭球場	×	×		
	西河原公園北庭球場	×	×		
	西河原公園南庭球場	×	×		
	忍頂寺スポーツ公園庭球場	×	×		
	郡山公園庭球場	×	×		
	西河原公園屋内運動場	×	×		
	春日丘運動広場弓道場	×	×		
IBALAB@広場	△	広場利用の新規予約受付を停止する。	△	広場利用の新規予約受付を停止する。	
忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘	×	予約受付は実施。	×	予約受付は実施。	

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		4/25 ～5/11 (前回)	対策等	5/12 ～5/31	対策等
コミュニティセンター	葦原コミュニティセンター	×	貸室予約受付は実施。	×	貸室予約受付は実施。
	中津コミュニティセンター	×		×	
	庄栄コミュニティセンター	×		×	
	水尾コミュニティセンター	×		×	
	郡コミュニティセンター	×		×	
	西河原コミュニティセンター	×		×	
	穂積コミュニティセンター	×		×	
	畑田コミュニティセンター	×		×	
	東コミュニティセンター	×		×	
	豊川コミュニティセンター	×		×	
	彩都西コミュニティセンター	×		×	
	三島コミュニティセンター	×		×	
	大池コミュニティセンター	×		×	
	春日コミュニティセンター	×		×	
	東奈良コミュニティセンター	×		×	
	沢池コミュニティセンター	×		×	
	山手台コミュニティセンター	×		×	
玉櫛コミュニティセンター	×	×			
公民館	茨木公民館	×	予約受付は実施	×	予約受付は実施
	春日丘公民館	×		×	
	中条公民館	×		×	
	安威公民館	×		×	
	玉島公民館	×		×	
	福井公民館	×		×	
	清溪公民館	×		×	
	見山公民館	×		×	
	石河公民館	×		×	
	太田公民館	×		×	
	太田公民館分室	×		×	
	天王公民館	×		×	
	郡山公民館	×		×	
	耳原公民館	×		×	
	白川公民館	×		×	
西公民館	×	×			

## 市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		4/25 ～5/11 (前回)	対策等	5/12 ～5/31	対策等
いのち・愛・ゆめセンター	豊川いのち・愛・ゆめセンター	×	貸室予約受付・相談業務（ユースプラザ事業含む）は実施。	×	貸室予約受付・相談業務（ユースプラザ事業含む）は実施。
	沢良直いのち・愛・ゆめセンター	×		×	
	総持寺いのち・愛・ゆめセンター	×		×	
文化施設	文化財資料館	×	休館とする	×	休館とする
	キリシタン遺物史料館	×	休館とする	×	休館とする
	川端康成文学館	×		×	
	市立ギャラリー	×		×	
プラネタリウム（天文観望室）		×		×	
青少年	上中条青少年センター	×	予約受付は実施	×	予約受付は実施
	青少年野外活動センター	×	予約受付は実施	×	予約受付は実施
図書館	中央図書館（富士正晴記念館含む。）	×	移動図書館含む、市内全図書館・図書室を閉館とする。	△	中央・中条・水尾・庄栄・穂積図書館・移動図書館で予約受付・予約資料の貸出を再開。 （大池・豊川・白川・天王・玉島・山手台・太田・彩都西分室を除く）
里山センター（森の学び舎）		×	5/11まで閉館（バーベキューも休止）	×	5/31まで閉館（バーベキューも休止）
公園駐車場	彩都西公園、彩都あかね公園、彩都はなだ公園、耳原公園	△	「3密」を避けるため、4月25日から5月11日まで、駐車場を閉鎖。	△	5月31日まで、駐車場を閉鎖。

市 町 村 長 様

大阪府知事 吉村 洋文

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

現在、府内では、感染者は高止まりし、医療提供体制のひっ迫が続いており、今後も厳しい状況が見込まれます。このような状況を踏まえ、本日、第49回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、緊急事態措置に基づく現在の要請内容を5月31日まで継続することといたしました。

その中で、「府有施設の休館」及び「道路・公園等での注意喚起等」についても継続いたしましたので、貴市町村におかれても、同様の対応についてご協力をお願いいたします。なお、別添資料2-②の施設については、社会生活の維持に必要なもの、全国大会等のイベントの無観客開催、オンライン開催については利用可能となっておりますので、お知らせいたします。

併せて、本会議で決定された要請内容について、ホームページやSNS等で周知いただくなど、ご協力いただきますようお願いいたします。

別添資料1 緊急事態措置を実施すべき区域における要請内容

別添資料2 府有施設等の取扱いについて

別添資料3 第49回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議結果概要

(問い合わせ先)

代表：06-6941-0351

危機管理室 災害対策課

柴田・工藤・荒川(内4947、4948)

- ① 区域 大阪府全域
- ② 要請期間 緊急事態措置を実施すべき期間（**5月12日～5月31日**）
- ③ 実施内容

### ●府民への呼びかけ（特措法第45条第1項に基づく）

#### ○ 不要不急の外出※は自粛すること

※ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外

#### ○ 不要不急の都道府県間移動は自粛すること

#### ○ 路上、公園等における集団での飲酒は自粛すること

- 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請等に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- 特に、20時以降の不要不急の外出自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること
- 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること

## ●大学等へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- 授業は、原則オンラインとし、  
困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避すること
- 学生に対し、部活動の自粛を徹底すること
- 発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること
- 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること

## ●経済界へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- 在宅勤務（テレワーク）等による、出勤者数の7割減をめざすこと  
出勤者数削減の実施状況を各事業者が公表し、取組みを促進すること
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを強力に推進すること
- 高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること
- 屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯を行うこと（法に基づかない協力要請）
- 業種別ガイドラインを遵守すること

## ● イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む）

（特措法第24条第9項に基づく）

### ➤ 主催者に対し、規模や場所に関わらず、無観客開催を要請

#### 【対象となるイベント】

○開催規模：大小を問わない

○場所：**屋内、屋外**を問わない

○種類・内容：社会生活の維持に必要なものを除く全てのイベント

（イベントの具体例）

祭礼・地域行事、文化的イベント（コンサート、演劇、発表会等）、  
催事（物産展、展示会、販売促進会、フリーマーケット等）、式典、講演会・研修会、スポーツ行事 等

※ **社会生活の維持に必要なものについては、業種別ガイドラインの遵守を徹底したうえでの実施を要請**

（社会生活の維持に必要なものの具体例）

- ✓ 各種国家試験、資格試験
- ✓ 業務上必要かつオンライン化や延期が困難な説明会、会議、研修、学会等
- ✓ 憲法上重要な基本的人権の確保に係るイベント・集会

# ●施設について

## 飲食店等への要請（特措法第45条第2項に基づく）

施設の種類	内 訳	要請内容	
飲食店等	<b>【飲食店】</b> 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） <b>【遊興施設】</b> バー、キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶※等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 <b>【カラオケ】</b> カラオケ店（食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む）	<b>酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込みの場合を含む）            又はカラオケ設備提供をする場合</b>	施設の休止
		<b>酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込みの場合を含む）            又はカラオケ設備提供をしない場合</b>	営業時間短縮（20時まで）

※ インターネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外。ただし、入場整理の実施や、酒類提供・カラオケ設備の使用の自粛を要請。

### 【営業にあたっての要請事項】

※ 実施状況をホームページ等で広く周知すること（法に基づかない協力依頼）

（特措法第45条第2項に基づくもの）

- 利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）
- アクリル板の設置等
- 上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気）

（特措法第24条第9項に基づくもの）

- CO2センサーの設置
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底

# ●施設について

## 飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

### （1）休止要請をしない施設（政令第11条関連）

施設の種類	内 訳	要請内容
①社会福祉施設等	保育所、介護老人福祉施設等	感染防止対策の徹底
②学校、大学、学習塾等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等	・部活動の自粛 ・オンラインの活用
③図書館	図書館	(法に基づかない協力依頼) 適切な入場整理  ※ 入場整理の実施状況をホームページ等で広く周知すること
④商業施設 (生活必需物資販売施設)	生活必需物資の小売関係（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料等）の店舗	感染防止対策の徹底
⑤サービス業 (生活必需サービスを提供する店舗)	生活必需サービス（理美容、銭湯、貸衣裳屋、不動産屋、質屋、獣医、クリーニング、冠婚葬祭、ごみ処理関係等）を営む店舗	・適切な入場整理 ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛

※ 上記以外に、医療施設、住宅・宿泊施設、交通機関、工場、金融機関・官公署等も休止要請の対象外（感染防止対策の徹底（業種別ガイドラインの遵守の徹底）を要請）

# ●施設について

## 飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

### （2）休止を要請する施設（床面積1000㎡超の施設）

施設の種類	内 訳	要請内容	
		1000㎡超	1000㎡以下
①映画館等	映画館、プラネタリウム	休止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント開催の場合：無観客（社会生活の維持に必要な場合を除く）</li> <li>・イベント開催以外の場合：営業時間短縮（20時まで） （法に基づかない協力依頼） 入場整理等</li> </ul>
			（法に基づかない協力依頼） 営業時間短縮（20時まで）、 入場整理等
②商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）	原則休止 （全国大会等は 無観客化）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント開催の場合：無観客（社会生活の維持に必要な場合を除く） （法に基づかない協力依頼） 入場整理等、イベント開催以外の場合：営業時間短縮（20時まで）</li> </ul>
③運動・遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等  マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等		休止  （法に基づかない協力依頼） 入場整理等、営業時間短縮（20時まで）

## ●施設について

飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

### （2）休止を要請する施設（床面積1000㎡超の施設）

施設の種類	内 訳	要請内容	
		1000㎡超	1000㎡以下
④遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	休止	（法に基づかない協力依頼） 入場整理等、営業時間短縮 （20時まで）
⑤博物館等	博物館、美術館 等		
⑥サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等		

## ●施設について

飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

### （3）イベントに準じた取扱いを要請する施設（施設規模に関わらず要請）

施設の種類	内 訳	要請内容
①劇場等	劇場、観覧場、演芸場	<b>無観客開催</b> （社会生活の維持に必要なものを除く）  ・イベント開催以外の場合、営業時間短縮（20時まで） （法に基づかない協力依頼） <b>入場整理等</b>
②遊興施設	ライブハウス	
③遊技施設	テーマパーク、遊園地	
④集会・展示施設	公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール 等	
⑤ホテル・旅館	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）	
⑥運動施設	野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、 ゴルフ練習場、バッティング練習場 等  ※ 観客を入れない、個人の練習、プレー等 による使用は可	

## ●施設について

飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

### （3）イベントに準じた取扱いを要請する施設（施設規模に関わらず要請）

施設の種類	内 訳	要請内容
⑦結婚式場	結婚式場	(法第45条第2項に基づく要請) ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛 ・営業時間短縮(20時まで) ・その他、飲食店と同様の要請(法45条2項、24条9項) (法に基づかない協力依頼) ・1.5時間以内の開催 ・参加人数50人又は収容定員50%のいずれか小さいほう
⑧葬祭場	葬祭場	(法に基づかない協力依頼) ・酒類提供（持込みを含む）の自粛

● 公共交通機関（地下鉄、バス等）への協力依頼 （法に基づかない協力依頼）

【依頼内容】

- ◆ 終電時刻の繰上げ
- ◆ 主要ターミナルにおける検温の実施

# 府民の皆さまへのお願い

緊急事態措置期間中は、できるだけ**外出はやめてください**

【外出される場合は、以下の場合に限定してください】

- ◆ 医療機関への通院
- ◆ 食料・医薬品・生活必需品の買い出し
- ◆ 必要な職場への出勤（できるだけテレワークをしてください）
- ◆ 屋外での運動や散歩
- ◆ その他、生活や健康の維持に必要なもの

## 企業の皆さまへのお願い

- ◆ 在宅勤務（テレワーク）等による出勤者数の7割減、実施状況の公表をしてください
- ◆ 出勤する場合も、時差出勤・自転車通勤等の接触低減の取組みを推進してください

## 【府有施設の休館】

人出の抑制をはかるため、以下の府有施設を休館（実施期間：5月12日～5月31日）

① 府有施設のうち、不特定多数の方が集まる集客施設を原則休館

例) 博物館、文化芸術施設、児童厚生施設、図書館※、万博記念公園

※利用者負担による郵送の貸出サービス等は実施

② 府有施設のうち、貸館・貸会議室、体育館・競技場、公園（府営公園、府民の森）にある

体育館・テニスコート・野球場等の貸施設の原則休館

※ 公園自体の利用は可。府が管理する公園駐車場は原則閉鎖するが、車いす利用など、自動車を使用しなければ来園が困難な方は、利用可。

※ ②の施設及び万博記念公園内の競技場等については、社会生活の維持に必要なもの、全国大会等・イベントの無観客開催、オンライン開催については、利用可。

## 【府が管理する道路・公園等における注意喚起等について】

路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起等の取組を行う。（実施期間：5月12日～5月31日）

※ 「施設の休館」及び「道路・公園等での注意喚起等」について、府内市町村に対し、同様の対応の協力を依頼

各位

## 第49回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議結果概要

日頃から府政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

第49回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の概要について、以下のとおり報告いたします。

1. 日時 : 令和3年5月7日(金) 19時00分から19時30分まで
2. 場所 : 大阪府新別館南館8階 大研修室

**【結果概要】****(1) 緊急事態措置に基づく要請等****(緊急事態措置に基づく要請)**

- ・現在の、府内の感染状況及び医療提供体制のひっ迫状況を踏まえ、概ね、現在の要請内容を継続する。
- ・要請期間は、5月12日から5月31日まで。
- ・府民に対しては、不要不急の外出自粛や、路上・公園等における集団での飲酒の自粛を要請。
- ・大学等に対しては、授業を原則オンラインにすることや、部活動の自粛の徹底を要請。
- ・経済界に対しては、在宅勤務(テレワーク)等により出勤者数の7割減をめざすこと、出勤者数削減の実施状況を各事業者が公表し、取組みを促進することを要請。
- ・イベントについては、社会生活の維持に必要なものを除き、全てのイベントの無観客開催を要請。
- ・飲食店等には、酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みの場合を含む)又はカラオケ設備提供をする場合は、施設の休止。それ以外の場合は、20時までの営業時間短縮を要請。
- ・映画館、商業施設、体育館、遊技施設、遊興施設、博物館、生活必需以外のサービス業等について、1000㎡超の施設は、休止を要請。1000㎡以下の施設については、20時までの営業時間短縮等の協力を依頼。
- ・劇場、ライブハウス、テーマパーク、集会施設、野球場等については、無観客開催を要請。イベント開催以外の場合は、20時までの営業時間短縮を要請。

**(府有施設等の取扱い)**

- ・人出の抑制をはかるため、不特定多数の方が集まる集客施設等について、休館を継続。
- ・路上、公園等における集団での飲酒などに対する必要な注意喚起の取組みを行う。
- ・「施設の休館」及び「道路・公園等での注意喚起等」について、府内市町村に対し、同様の対応の協力を依頼。

**(2) 現在の感染状況・療養状況**

- ・直近1週間は前週に比べ減少しているが、一日平均約924名であり、極めて高水準で推移。ゴールデンウィーク中の検査数減少に伴い、当面の新規陽性者数の推移に留意が必要。
- ・重症、軽症中等症いずれも、病床使用率は極端にひっ迫しており、確保病床を上回る重症者数が発生している状態が継続。

恐れいりますが、会議資料につきましては、以下のサイトからご覧ください。

(大阪府ホームページ) 大阪府新型コロナウイルス対策本部

[http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku\\_keikaku/sarscov2/49kaigi.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/49kaigi.html)

令和3年5月7日

大阪府危機管理監 森岡 武一